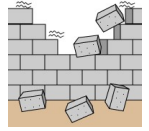




自然災害が猛威を振るっています！！

あなたが管理する空家やブロック塀、大木は大丈夫ですか!?



# 八峰町安全安心なまちづくり推進事業

町では、自然災害などによる空家やブロック塀等の倒壊、倒木等を未然に防ぐため、危険な建造物の除去や改修工事、危険な樹木の伐採等に対して補助金を交付します。

	危険な空家等(※1)	危険なブロック塀等	危険な樹木
補助対象物の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人が所有するもの</li> <li>○ 町から指導等(※2)を受けていること。若しくは、指導等の必要なもの。</li> <li>○ 町内に存し、1年以上使用のない状態にあること。</li> <li>○ 床面積が20平方メートル以上であること。</li> <li>○ 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないこと。</li> <li>○ 所有者等が故意に破損させた空家等でないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路・児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。</li> <li>○ 安全性が確認できないブロック塀等であること。</li> <li>○ 撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 強風等により倒木した場合に危険となる道路・児童利用施設・住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。</li> <li>○ 直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。</li> </ul>
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町税等の滞納がない方</li> <li>(1) 補助対象物の登記事項証明書に所有者として記録されている方、又はその相続人</li> <li>(2) (1)より委任をうけた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象物の所有者、又はその相続人</li> <li>(2) (1)より委任をうけた者</li> </ul>	
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建設業法許可業者等(※3)が請け負う工事等であること。</li> <li>○ 八峰町登録業者(※4)が請け負う工事等であること。</li> <li>○ 補助対象者が発注する危険な空家の除却工事であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象者が発注する危険なブロック塀等の除却・改修工事であること。</li> <li>○ (再設置する場合) 関係法令の基準を満たす安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補助対象者が発注する危険木の伐採作業であること。</li> <li>○ 伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。</li> </ul>
補助金額等	○ 対象工事費×1/2 (上限：500,000円)(※5)	○ 対象工事費×1/2 (上限：300,000円)	○ 対象工事費×1/2 (上限：200,000円)
申請等に関して	併用可能(それぞれの支援事業を利用することができます。)		
	○ 申請：複数回可 限度額に達するまでは、複数回に分けて申請することが可能です。		

《用語の定義》

(※1) 空家等

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条に定義する空家等

(※2) 指導等

八峰町空き家等適正管理に関する条例第8条の規定に基づく指導又助言のことをいう。

(※3) 建設業法許可業者等

建設業法別表に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者をいう。

(※4) 八峰町登録業者

八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された者、又は小規模修繕等登録業者をいう。

(※5) 過去に、八峰町空家除却推進事業(平成26年度～平成30年度)の交付を受けている場合は、50万円から当該部分を減じた額が補助金の上限額となる。

※支援事業の合計の上限額が 50万円です。

重要

予算がなくなり次第、終了します。

＝詳細については、防災町民課0185-76-4666にお問い合わせいただくか、交付要綱によりご確認ください＝

## ◎ 補助対象者

### 1. 共通事項

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 町税等の滞納がない方(同一世帯に属する者を含む。)

### 2. 『危険な空家等除却事業』

- (1) 補助対象物の登記事項証明書等に所有者として記録されている方、又はその相続人
- (2) (1)より委任を受けた者

### 3. 『危険なブロック塀等除却等事業』 『危険な樹木伐採事業』 共通

- (1) 補助対象物の所有者、又はその相続人
- (2) (1)より委任を受けた者

## ◎ 補助対象物

### 1. 『危険な空家等除却事業』(危険な空家等)

- (1) 条例第8条第1項の規定による指導、又は助言を受けていること。若しくは、指導、又は助言の必要なもの
- (2) 床面積が20平方メートル以上であること。
- (3) 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (4) 所有者等が故意に破損させた空き家でないこと。
- (5) 「空家危険度調査票」の採点の合計が40点以上であること、若しくは昭和56年以前の建物で「空家等実態調査・外観調査票」の総合評価がA、又はB以外であること。

### 2. 『危険なブロック塀等除却等事業』(危険なブロック塀等)

- (1) 道路等や児童利用施設等に面しているブロック塀等であること。
- (2) 安全性が確認できないブロック塀等であること。(町の調査により、除却等の指導が必要なもの)
- (3) 撤去するブロック塀等の高さは、地面から概ね1m以上のもので、延長が概ね3m以上であること。

### 3. 『危険な樹木伐採事業』(危険な樹木)

- (1) 強風等により倒木した場合に危険となる道路等や児童利用施設等、住宅等より概ね20mの範囲に面している樹木であること。
- (2) 直径が概ね20cm以上で、かつ樹高が概ね5m以上であること。

## ◎ 補助対象経費

※「経費」とは消費税込の金額をいう。

### 1. 共通事項

- (1) 補助対象者が発注する補助対象物の工事等であること。
- (2) 建設業法許可業者等が請け負う工事等であること。
- (3) 八峰町登録業者(※)が請け負う工事等であること。
- (4) 交付決定後に着手し、申請年度内に実績報告が可能な工事等であること。

※「八峰町登録業者」とは…。

八峰町に一般競争(指名競争)参加資格申請書を提出し、資格審査委員会により登録された業者、又は小規模修繕等登録業者のことです。

### 2. 『危険なブロック塀等除却等事業』

- (1) ブロック塀等の解体処分等に係る工事等であること。
- (2) 除却後、再設置する場合において、安全なフェンス等の設置に係る工事等であること。

### 3. 『危険な樹木伐採支援事業』

- (1) 伐採後の切株の高さが、概ね50cm以下になる工事等であること。

ただし、次に掲げる経費等については補助対象としません。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象になっている場合
- (2) 建て替え、及び土地を売買するための工事等である場合
- (3) 補助金の交付が適当でないと認められる場合

## ◎ 申請に必要な書類(手続き)

八峰町安全安心なまちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号)

《添付書類》

～必ず提出が必要な書類～

- (1) 請負契約書、又は請書の写し
- (2) (1)の内訳書
- (3) 実施箇所図(住宅地図等の写し)
- (4) 現況写真

～該当する場合に、提出が必要な書類～

- (5) 条例第8条第1項により通知された改善指導書の写し(『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (6) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (7) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (8) 登記事項証明書等(『危険なブロック塀等除却等事業』『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (9) 補助対象工事を行う八峰町登録業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し(『危険な樹木伐採事業』の場合は不要)
- (10) 従前の除却補助金の交付を受けている場合は、八峰町空家除却推進事業補助金交付額確定通知書の写し
- (11) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

## ◎ 申請回数に関する制限

### 1. 共通事項

- (1) 補助金の交付申請回数については、それぞれの支援事業ごとに定められた限度額内であれば、複数回にわけて申請することが可能です。

**ただし、各支援事業の合計額の上限額は50万円です。**

## ◎ 申請書の提出先等

- 《提出先》 防災町民課まで持参してください。(郵送不可)
- 《提出者》 申請者のほか、施工業者等による代行申請も可能です。(委任状不要)
- 《受付期間》 **令和8年4月1日～翌年2月末**
- 《受付時間》 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

## ◎ 問合せ先(担当課)

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名瀧字目長田118番地  
八峰町役場 防災町民課  
TEL 0185-76-4666 FAX 0185-76-2113  
mail [bosai@town.happou.akita.jp](mailto:bosai@town.happou.akita.jp)